

旭川医科大学実験実習機器センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学実験実習機器センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学実験実習機器センター運営委員会規程（令和7年旭医大達第36号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (構成) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) センター長 <u>(2) 副センター長（新設）</u> <u>(3)</u> 一般教育及び看護学科の教授，准教授又は講師 1人 <u>(4)</u> 基礎医学の教授，准教授又は講師 2人 <u>(5)</u> 臨床医学の教授，准教授又は講師 2人 <u>(6)</u> センターの教員 <u>(7)</u> 研究・学術情報課長 <u>(8)</u> その他センター長が必要と認めた者 2 前項<u>第3号</u>から<u>第5号まで</u>及び<u>第8号</u>の委員は，学長が委嘱する。 (任期) 第4条 前条第1項<u>第3号</u>から<u>第5号</u>まで及び<u>第8号</u>の委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員及び追加の委員の任期は，前任者又は	(略) (構成) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) センター長 <u>(2)</u> 一般教育及び看護学科の教授，准教授又は講師 1人 <u>(3)</u> 基礎医学の教授，准教授又は講師 2人 <u>(4)</u> 臨床医学の教授，准教授又は講師 2人 <u>(5)</u> センターの教員 <u>(6)</u> 研究・学術情報課長 <u>(7)</u> その他センター長が必要と認めた者 2 前項<u>第2号</u>から<u>第4号</u>及び<u>第7号まで</u>の委員は，学長が委嘱する。 (任期) 第4条 前条第1項<u>第2号</u>から<u>第4号</u>まで及び<u>第7号</u>の委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員及び追加の委員の任期は，前任者又は

現任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(削除)

(略)

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

【改正理由】

センターに副センター長を設けたため、所要の改正を行うものである。

現任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(略)